

■ お知らせ 住民参画の答申書を提出

2月18日(火)に愛南町住民自治評価委員会の長岡健治委員長から清水雅文町長に「愛南町自治基本条例及び愛南町住民参画推進条例の評価及び見直しの答申書」が提出されました。

これは、4年に1度、住民が主役となって町政に積極的に参画することを定める2つの条例について、町の現状に即した内容となっているか見直しを行い、合わせて、住民が積極的に町政に参画できる運用について提案するものです。



清水雅文町長に答申書を提出した長岡健治委員長

|| 問：総務課
電話：72-1211 (写真右)

■ 催し 販売促進講演会

農林水産資源に恵まれ、第一次産業が基幹産業である本町において、その魅力をさらに高めて効果的に発信し、「販売促進」に繋げるための講演会を開催します。

今回は「脱★ドンブリ経営からの販路拡大」と題して、これまでの講演会とは違った視点(資産)で「販路拡大」について考えます。

どなたでも参加できますのでお気軽にご参加ください。

- ▶ 内容 「販路拡大」に関する講演
- ▶ 日時 3月11日(水) 14:00~16:00
- ▶ 場所 役場本庁3階 大会議室
- ▶ 参加費 無料



愛南町
ホームページ

|| 問：商工観光課
電話：72-7315

■ 催し 聖火リレー走行日時が決定

「東京2020オリンピック」の開会に先立ち実施される愛南町聖火リレーのスタート時間が決定しました。

- ▶ 日時 4月23日(木) 9:25スタート
- ▶ 走行場所 馬瀬山駐車場~宇和海展望タワー
- ▶ 区間・距離 7区間1,099メートル
- ▶ 走者 倉田裕斗さん、松田拓也さんほか

|| 問：生涯学習課 電話：73-1112

■ お知らせ 固定資産の内容をご確認ください 4月に納税通知書兼課税明細書を発送します

令和2年1月1日時点で町内に固定資産を所有している方または納税義務者等に、4月13日(月)付けで「令和2年度固定資産税納税通知書兼課税明細書」を発送します。

納税通知書兼課税明細書が届いたら

固定資産税が課税されている土地・家屋の所在地や評価額など課税の内容をご確認ください。

◎こんなときはご連絡を

- ・取り壊した家屋が課税明細書に記載されている場合
- ・住所に変更がある場合や名前の表記が違う場合

口座振替登録がされていない方には、第1期の納付書と1年分をまとめて納付することができる全納用の納付書を同封します。税額等をご確認いただき、いずれかの納付書で納期限内の納付をお願いします。

※免税点未満の固定資産のみを所有している方やその納税義務者等には、納付書および納税通知書兼課税明細書は送付していません。

土地家屋価格の縦覧や課税台帳の閲覧ができます

納税義務者が自分と他人の土地・家屋の評価額を比較し、固定資産評価額が適正であるかどうか自ら確認・判断できる縦覧制度や、固定資産課税台帳に記載されている自己の資産について内容を確認することができる閲覧制度があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。



愛南町
ホームページ

|| 問：税務課 電話：72-7301

下水道使用料	保育所保育料	医療期高齢者料	介護保険料	国民健康保険税
前月使用分	当月分	9期分/9期	10期分/10期	10期分/10期

3月納税等のお知らせ

町税を滞納されると本来納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。①町税等、保育所保育料、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は毎月、当月分が月末に振替となります。②下水道使用料は毎月、前月使用分が月末に振替となります。③下水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月10日です。※それぞれ右記の該当日が休日の場合は、その翌日が振替日となります。

お知らせ 在宅で生活している高齢者向けの福祉サービスのご案内

事業名	支給内容	対象者
はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業	町指定の施術機関で施術を受けた場合は、1回につき1,000円を助成。1日1回、1カ月に2回を限度	65歳以上の方。ただし、医療保険で医療費の支給が行われる場合は、助成の対象外
緊急通報システム整備事業	非常通報、火災監視、ライブリズム等を監視する装置により、24時間体制で、迅速かつ適切な救済体制を図る	65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体および環境上等の理由で緊急時に通報手段の確保が困難な方
「食」の自立支援事業	週4回、昼食を提供。利用者負担額は、1食450円	高齢者のみの世帯で、自身では食事の準備が困難な方
福祉タクシー助成事業	補助券は、年間50枚を限度に交付し、1回の乗車につき1枚、1日1往復を限度 【券の種類】 1,500円券(脇本、中玉) 1,000円券(猿鳴) 800円券(長月第4、左右水、大浜) 500円券(その他の行政区)	当該年度4月1日現在で、70歳以上か、2級以上の身体障害者手帳等の交付を受けている(65歳以上の)方で、乗り合いバスとコミュニティバスの停留所(フリー乗降できる区間はその路線)から300m以上家が離れている方
高齢者運転免許証自主返納支援事業	補助券は、1枚500円。年間50枚を限度に交付。1回の乗車につき1枚、1日1往復を限度 申請は、交付した年度から3年間	運転免許証自主返納時に満65歳以上で、平成24年4月1日以降に自主返納された方
介護タクシー助成事業	町内の医療機関等に介護タクシーを利用し受診する場合は、利用料金の一部を助成。利用者負担は、1回500円	常時寝たきりまたは歩行機能障害のため自力での移動、移乗が困難な方で、車いすまたはストレッチャー等を使用すれば医療機関へ受診が可能な方
日常生活用具給付事業	火災報知器・電磁調理器を給付。世帯の所得税額により利用者負担有り	火の取り扱いに不安を感じ、低所得で、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業	尿取りパッド、履くパンツなど、1カ月、100枚程度を予算の範囲内で支給	町内に引き続き1年以上住所を有し、65歳以上および重度身体障がい者で、在宅で3カ月以上寝たきり状態または認知症および身体に障がいがあって、常時紙おむつを使用しなければならない方
介護用品支給事業	1カ月7,000円相当分の介護用品を現物で支給	要介護4または5と判定された在宅の高齢者で、町民税非課税世帯に属する方を介護している家族
ねたきり老人等介護慰労金支給事業	課税世帯の介護者に月額3,000円、非課税世帯の介護者に月額7,500円を支給。ただし、介護保険適用の通所介護、訪問介護等のサービス利用者は、月額5,000円を支給	寝たきり高齢者と同居し、生計を同じくする方で、3カ月以上介護に当たっている介護者
認知症高齢者等SOSネットワーク事業	町地域包括支援センターに利用登録の届け出が必要です	町内に居住する高齢者で、認知症等によって行方不明になる恐れのある方

※はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業、福祉タクシー助成事業、高齢者運転免許証自主返納支援事業、介護タクシー助成事業、在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業については、毎年更新手続きが必要です。

問：高齢者支援課 電話：72-7325

■ お知らせ マイナンバーカードの日曜日 「臨時窓口」を開設します

平日に仕事や学業で役場に来ることが難しい方のために、日曜日に「臨時窓口」を開設してマイナンバーカードの交付を行います。申請受け付けやマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新手続き（対象者には更新手続きをお知らせする「有効期限通知書」が送付されています）も行いますので、ぜひご利用ください。

▶日時 3月15日(日) 8:30～17:15

▶場所 役場本庁1階 町民課

▶必要書類(マイナンバーカードの受け取りの場合)

1. 本人(15歳以上)

①交付通知書(はがき)

※紛失されている方は再送付しますのでご連絡ください。

②通知カード(マイナンバーが記載された紙のカード)

③本人確認書類(運転免許証など顔写真付きのもの1点
または健康保険証など顔写真のないもの2点)

2. 本人(15歳未満)※親権者の同行が必要です。

①上記1

②親権者の本人確認書類(上記1の③と同じ)

③親権者であることを確認できるもの(戸籍謄本)※愛南町の戸籍や住民票で親権者と確認できれば、不要です。

◎ご本人が、障がいや病気など、やむを得ない理由により来庁できない場合には、代理で受け取りもできますのでお問い合わせください。

▶必要書類(マイナンバーカードの申請の場合)

①通知カード(マイナンバーが記載された紙のカード)

②個人番号カード交付申請書(無い場合は、町民課で用意できます)

③顔写真(写真撮影サービスもあります)

④本人確認書類(運転免許証など顔写真付きのもの2点または顔写真付きのもの1点と健康保険証など顔写真1点)

⑤印鑑

▶必要書類等(マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新の場合)

①マイナンバーカード

②有効期限通知書(お持ちの方)

③暗証番号(既に設定されている数字4桁や英数字6桁以上16桁以内のもの)

※暗証番号を忘れていた場合は、次のものも必要です。

・本人確認書類(運転免許証など顔写真付きのもの1点または健康保険証など顔写真のないもの2点)

・印鑑

|| 問：町民課 電話：72-7300

■ お知らせ 3月は自殺対策強化月間です

3月は自殺対策強化月間です。

自殺した人の原因はうつ病などの心の病気、仕事や家庭の問題などさまざまです。あなたの身近にいる人が悩んでいる様子なら、まずは優しく声を掛けてください。周囲の気付きと温かいことばで、大切な命を支えることができます。

こころの健康相談

城辺保健福祉センターで、毎月2回、精神科医師による相談会を実施しています(予約制)。また、保健師による相談も随時行っています。お気軽にお電話ください。

|| 問：城辺保健福祉センター 電話：73-7400

■ お知らせ 良質な睡眠で健康増進を

睡眠が不足すると、元気が無くなったりいらいらしたりするように、睡眠には疲労した脳や体を休息させ回復させる働きがあります。睡眠不足が長期化すると、心身に問題を引き起こすことにもなります。あなたは必要な睡眠が足りていますか？

もし不眠が2週間以上続くようであれば、それはうつ病のサインかもしれません。また、慢性的な不眠症がうつ病に移行することもあります。そんなときは一人で悩まず、専門の医療機関や、かかりつけの医師に相談するようにしましょう。



|| 問：城辺保健福祉センター
電話：73-7400

厚労省
ホームページ

■ お知らせ 国民年金保険料改定

4月からの1カ月の国民年金保険料額は16,540円です(平成31年度保険料額16,410円から130円の引き上げ)。また、割引のある前納制度があります。

【令和2年4月分～令和3年3月分】

◎現金納付の場合

1カ月ずつ納付

198,480円(16,540円×12カ月)

まとめて12カ月納付

194,960円(12カ月前納割引額3,520円)

まとめて6カ月納付

98,430円(6カ月前納割引額810円)

前納される場合は、4月上旬に日本年金機構から送付される納付案内書に同封の「前納納付書」で納付してください(納付期限にご注意ください)。

|| 問：宇和島年金事務所 電話：0895-22-5344
町民課 電話：72-7300

■ お知らせ 第二期町営浄化槽整備推進事業が4月1日から始まります

第二期事業では、引き続き浄化槽の設置と維持管理を町が実施する町営浄化槽整備推進事業をPFI手法(※)により行います。

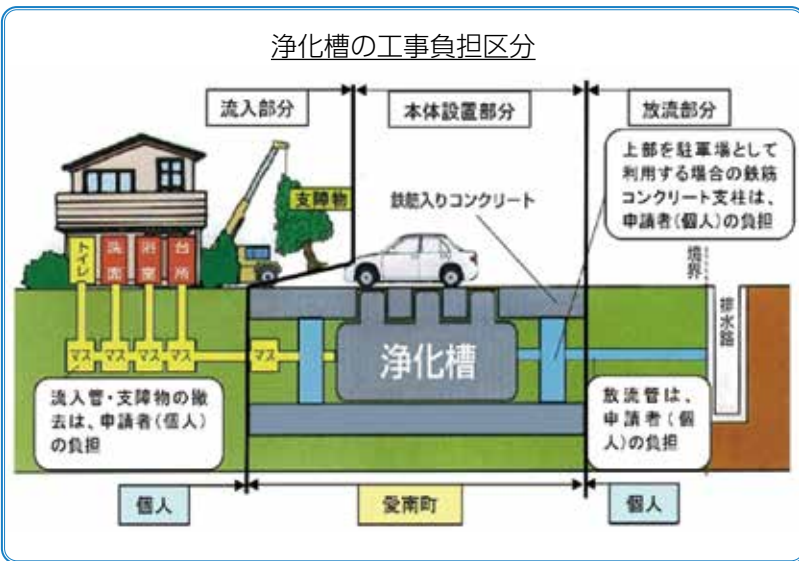
※PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を民間事業者が行う公共事業を実施する手法の一つです。

町営浄化槽の設置には分担金が、使用を開始すると毎月使用料が発生します。また、すでに整備されている浄化槽を町に寄付することができ、その後は町が維持管理を行います。町営浄化槽の設置および維持管理は、株式会社愛南SPCが町に代わって行い、10年間で800基の設置を計画しています。

- ▶事業期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで
- ▶事業対象者 一般住宅および併用住宅(居住部分が1/2以上)
- ▶個人負担 分担金、直接の町営浄化槽本体設置工事以外の費用(宅内の排水設備工事費、庭木・庭石などの支障物の撤去、復旧工事費、ブロウ用の屋外コンセントの設置費用等)、ブロウの電気料等
- ▶本体設置工事に係る分担金 ▶浄化槽使用料(月額)

人槽区分	分担金
5人槽	79,400円
7人槽	99,000円
10人槽	130,500円

人槽区分	使用料
5人槽	3,670円
7人槽	4,190円
10人槽	4,710円



PFI 浄化槽事業に係る徴収または収納の事務委託について

地方自治法施行令第158条第1項に規定する徴収または収納の事務を委託したので、愛南町会計事務規則第24条第2項の規定により公表します。

1. 委託した事務
愛南町営浄化槽整備推進条例第13条に規定する使用料の徴収または収納の事務
2. 委託を受けた者
株式会社愛南SPC
(愛南町城辺甲154番地)
3. 委託する期間
令和2年4月1日から
令和12年3月31日まで

▶補助金等

◎浄化槽排水設備工事費補助金

排水設備設置費用の1/2
単独処理浄化槽からの転換の場合
限度額20万円
上記以外の場合 限度額10万円

◎単独処理浄化槽撤去費補助金

単独処理浄化槽の撤去費用の1/2、
限度額10万円

◎水洗便所改造資金融資あっせんおよび利子補給制度

あっせん限度額30万円、利子全額町負担
(集落排水施設に接続する方も対象)

▶町の負担 直接の町営浄化槽本体設置工事費、保守点検費用、消耗品、清掃、法定検査、修繕(使用者に責のない場合に限る)等

|| 問：株式会社愛南SPC 電話：72-2088
環境衛生課 電話：72-7316

■ お知らせ バイク・軽自動車等の廃車や名義変更は4月1日(水)までに！

使用していないバイク、軽自動車等はありませんか？令和2年4月1日時点で、原付バイク・軽自動車等を所有している方には、令和2年度軽自動車税(種別割)がかかります。

既に廃車した、人に譲った、または盗難にあった場合などで、まだ廃車手続きまたは名義変更手続きを行っていない方は、4月1日(水)までに必ず手続きを行ってください。

|| 問：税務課 電話：72-7301

■ お知らせ プレミアム付商品券の使用は3月31日(火)までに

プレミアム付商品券は町内の商品券取扱店舗で使用できます。期日までに使用してください。

▶使用期限 3月31日(火)



愛南町
ホーム
ページ

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212

■ 募集 「完熟イチゴを食べよう！」
体験の参加者募集

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会では、「完熟イチゴを食べよう！」体験の参加者を募集します。

今回は、旬のイチゴの収穫体験を行います。地面より高い位置で栽培しているのがかまなくても楽々収穫できます。収穫体験ならではの完熟した甘くてみずみずしいイチゴを食べませんか。

▶日時 3月29日(日)
10:00~12:00

▶場所 緑地区の園地

▶定員 10人(先着順)

▶体験料 一人1,500円

▶申込期限 3月23日(月)

▶申込先 町農業支援センターへ電話でお申し込みください。



|| 問：農業支援センター 電話：72-7311

■ お知らせ 御荘平山でアボカド教室

御荘平山でアボカド産地化推進連絡会主催によるアボカド教室が開催されました。

平成21年から町内でアボカド栽培を行っているNPO法人ハート in ハートなんぐん市場の職員が、長月小学校の児童に対してアボカド生産の経緯や作物としての魅力などを説明しました。

講話の後、児童は園地へ赴いてアボカドの木に触れ、アボカドのグラタンを試食しました。児童からは、「クリーミーでおいしい」「初めて食べたけど、お母さんに買ってもらう」などの声が挙がり、アボカドを満喫した様子でした。



|| 問：農林課
電話：72-7311

■ お知らせ 「石垣の里だんだん雑祭り」開催中

外泊地区で毎年恒例の「石垣の里だんだん雑祭り」を開催します。地域住民や地元の小学生が絵を描いた石が展示されますのでぜひご来場の上、ご観覧ください。

▶開催期間 3月3日(火)~4月3日(金)

▶開催場所 外泊地区「石垣の里」

|| 問：西海公民館
電話：82-0069



本日! 海日和!! vol.112

「お花畑」

今年は暖冬の影響か、花々の開花も早いようだ。花は咲く時期が決まっているが、海中には一年中花が咲いている場所がある。と言っても、植物の花ではなく、サンゴのポリプなのだ。

サンゴの専門店や博物館で見かけるサンゴは、赤色や白色の骨格だけになったものが多い。生きているサンゴは、一つ一つのポリプが花のようだ。私たちが見慣れているサンゴは、小さなポリプがたくさん集まったマンションのようなものである。

サンゴは動かないために植物の仲間だと思っている人が多いが、実は動物の仲間だ。ポリプの中心には口があり、花びらのように見える触



【花のようなサンゴのポリプ】

手で、小さな生き物を捕えて食べている。

3月5日は、語呂合わせでサンゴの日。愛南町のサンゴが増えていくことを期待しながら、活動を続けていきたい。

(撮影地：愛南町)

愛南サンゴを守る会 西尾知照 ともてる